

職務権限規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下「本協会」という）定款第30条の規定に基づき、理事の職務権限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 理事とは定款第29条第1項により選任された者で、第2項の決議により会長、副会長、常務理事（以下3役という）を選任する。3役は事業に対し事前に話し合い、原案を作成する。また、事業を円滑に実施するために役割分担を行う。

(法令等の遵守)

第3条 理事は法令、定款及びこの法人が定める規範、規定等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定めるこの法人の目的の達成に寄与しなければならない。

(理事の責務)

第4条 理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところに依り、この法人の業務の執行を定める。

(会長の職務権限)

第5条 会長の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 他団体の行事に招集された際は本協会の代表として出席し、理事に報告する。

(副会長の職務権限)

第6条 副会長の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長の業務執行に係わる職務を代行する。

(常務理事の職務権限)

第7条 常務理事はこの法人の業務を執行する。また、副会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

(担当理事)

第8条 理事会において、会長以外の理事に以下の担当を選任する。

- (1) 総務担当：会務運営を統括し、理事会においては議事録作成、事業においては案内作成等を行う。
- (2) 経理担当：本協会の公益事業を始め、事業の収支を的確に記す。
- (3) 女性担当：視覚障がい女性研修会を担当し、要望等を募る。
- (4) 厚生担当：更生懇談会等を担当し、県内の中途視覚障がい者等の点字・歩行・生活訓練の状況を把握し、自立と社会参加を支援する。
- (5) 文化担当：愛媛県視覚障がい者文化祭を担当し、文化・芸術の推進に努める。
- (6) スポーツ担当：視覚障がい者スポーツの発展、普及に努める。

(部の設置)

第9条 本協会の業務運営を円滑に行うため、本協会に次の部を設置するとともに、各部に部長を置くことができる。

- (1) 総務部
- (2) 経理部
- (3) 厚生部
- (4) 文化部
- (5) 女性部
- (6) スポーツ部

2 部長は会長が指名する。

3 部長の任期は、指名後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(情報共有)

第10条 事業の計画・案内・実施・報告を、理事内で常に情報共有する。担当以外の事業に対しても把握し、理解を深める。視覚障がい当事者、それ以外からの情報・要望を積極的に入手し、理事内で解決を図る。特に会長への報告を怠ってはならない。

(代行)

第11条 担当理事が事故あるとき、または欠けたときは、会長が指名した理事が代行する。

(守秘義務)

第12条 理事は理事会で得た情報を外部へ漏らしてはならない。理事を退任した後も同様とする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 2 年 2 月 1 6 日から施行する。(令和 2 年 2 月 1 6 日理事会決議)

この規程は、令和 3 年 5 月 1 6 日から施行する。(令和 3 年 5 月 1 6 日理事会決議)